平成１９年（排）第３８号

排　除　命　令　書

東京都台東区寿三丁目３番２号小島忠ビル７Ｆ
株式会社ファンシー
同代表者　代表取締役　米　田　　誠

公正取引委員会は，前記の者に対し，不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第６条第１項の規定に基づき，次のとおり命令する。

主　　文

１　株式会社ファンシーは，取引先販売業者を通じて一般消費者に販売した「桜の極」と称する馬肉商品の取引に関し，一般消費者の誤認を排除するために，平成１８年４月ころから平成１９年８月ころまでの間当該商品の包装袋において行った，当該商品の馬肉は，馬脂を注入する加工を行ったものであるにもかかわらず，あたかも，霜降りといわれる一定の飼育方法により脂肪が細かく交雑した状態になったものであるかのように示す表示は，事実と異なるものであり，かかる表示は，当該商品の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すものである旨を速やかに公示しなければならない。この公示の方法については，あらかじめ，当委員会の承認を受けなければならない。

２　株式会社ファンシーは，今後，前項記載の馬肉商品又はこれと同種の商品の取引に関し，前項の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ，これを自社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。

３　株式会社ファンシーは，今後，第１項記載の馬肉商品又はこれと同種の商品の取引に関し，第１項の表示と同様の表示を行うことにより，当該商品の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示す表

示をしてはならない。

4　株式会社ファンシーは，第１項に基づいて行った公示及び第２項に基づいて採った措置について，速やかに文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　　実

1　株式会社ファンシー（以下「ファンシー」という。）は，肩書地に本店を置き，食肉の製造販売業を営む事業者である。

2　ファンシーは，平成１８年４月ころから平成１９年８月ころまでの間，中華人民共和国に所在する事業者に委託して馬肉に馬脂を注入する加工を行わせたものを，東京都台東区に所在する事業者を通じて輸入した上で，大阪府交野市に所在する事業者に委託して袋詰めさせた「桜の極」と称する商品（以下「桜の極」という。）を取引先販売業者を通じて一般消費者に販売していた。

3　馬肉のうち，一定の飼育方法により脂肪が細かく交雑した状態になった馬肉は「霜降り馬肉」又は「とろ馬肉」といわれており，肉質が柔らかく良質なものとして一般消費者に好まれる状況にある。

4　ファンシーは，桜の極について，平成１８年４月ころから平成１９年８月ころまでの間，桜の極の包装袋の表面（別添写し）において，２か所に「極旨霜降り馬刺し」と記載することにより，あたかも，桜の極は，霜降りといわれる一定の飼育方法により脂肪が細かく交雑した状態になった馬肉であるかのように示す表示をしているが，実際には，馬肉に馬脂を注入する加工を行ったものであった。

法　令　の　適　用

前記事実によれば，ファンシーは，桜の極の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すことにより，不当に顧客を誘引し，公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであって，かかる行為は，景品表示法第４条第１項第１号の規定に違反するものである。

よって，主文のとおり命令する。

平成１９年１２月１４日

公　正　取　引　委　員　会

委員長　竹　島　一　彦

委　員　山　田　昭　雄

委　員　濱　崎　恭　生

委　員　後　藤　　晃

委　員　神　垣　清　水